

フードコーディネーター 3級資格認定
2010年度認定校申請要項

特定非営利活動法人

日本フードコーディネーター協会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-21 飯田橋 ISビル 4F・5F

TEL : 03-5805-1981

FAX : 03-5805-1982

1. 認定校制度

- (1) 当協会は、フードコーディネーターとしての資質、能力、知識の向上を図るため、フードコーディネーターに必要な教科を履修させると共に教育機関としての条件を充足している養成施設について認定されるものを、認定校として指定する。
- (2) 当協会は、認定校の履修者に対して、要件を定めて3級資格認定試験の免除を行う。資格付与対象者は、在学生とする。
- (3) 協会の認定する学校・養成施設の規定教科を修了したものは、当協会に認定登録することにより3級認定資格を付加するものである。

2. 認定校の基本要件

- (1) 認定校は、学校法人であるかまたは公的機関の教育認可校であること。更に協会会則の目的及び事業に賛同し、協力する教育機関とする。
- (2) 基本的なカリキュラムとして、科学、文化、デザイン・アート、経済・経営の4つの分野を総合的に教育できる学校・養成施設であること。
- (3) 認定を受けようとする学校・養成施設は、申請する教科目に、フードコーディネーターとしての総合力を養成できる教育体制があること。
- (4) 当協会の規定する教科を設置しており、その履修時間が協会の基準を満たすこと。履修時間の基準は大学・短期大学・専門学校・養成施設における科目の単位数を時間数に換算し、210時間の履修を目標とするが、互換科目、補習科目などを考慮し個別に審査する。
- (5) 当協会公認テキストを用いて教授すること。また、このテキスト全般にわたって幅広く教授できる専任教員(4人以上)または非常勤講師を相当数確保していること。

当協会公認テキスト「新版フードコーディネーター教本」柴田書店・
3,150円(税込み)

- (6) 当協会は、申請による審査の結果、上記の条件を満たす学校・養成施設を認定校として指定する。認定後、著しく当協会の規則に反する場合は、個別に審査を行い、認定を取り消す場合もある。

3. 認定申請及び審査期間

- (1) 認定校申請書の申請期間は、毎年10月末日までとする。
- (2) 審査結果は翌年1月とし、認定は4月1日付けとする。

4. 認定校申請書類

- ① 認定校申請書（書式1）
- ② 学校の沿革（書式2）
- ③ 公的機関の学校認可書の写し
- ④ フードコーディネーター養成カリキュラム（書式3）
- ⑤ フードコーディネーター養成担当教員の略歴（書式4）
- ⑥ 学校案内 5部

5. 認定校 審査料・入会金・年会費

・認定審査料 200,000円

（入会金を含む。理由の如何に関わらず、審査料の払戻はしません。当協会の規定により、現地審査が必要な場合は、実費を御負担いただきます。）

・年会費 100,000円

初年度合計 300,000円（税込）

・認定更新料 なし

振込口座：みずほ銀行 飯田橋支店

普通口座 口座番号 2420084

口座名 特定非営利活動法人日本フードコーディネーター協会

審査料・年会費は、審査終了後、請求書をお送りします。

認定の指定ができない場合、費用はかかりません。

6. テキスト購入について

協会公認テキストは、認定校に限り、定価の1割引きで販売いたします。

（販売価格 2,835円・税込）

ご購入希望の場合は、事務局までご連絡下さい。

認定校指定後の「3級認定資格手続き」について

特定非営利活動法人日本フードコーディネーター協会では、フードコーディネーター3級認定資格取得希望者に対して、(1)資格認定証書、(2)資格認定カードを発行しております。その手続きは以下のとおりです。

1. 各認定校より、「3級認定資格取得希望者」のデータを認定証書、及び、認定カードを付与予定の1ヶ月前までに協会までお送り下さい。(所定様式をメールにてお送りします。)
2. 上記のデータを受け取り次第、「3級認定資格希望者」各人の認定証書と認定カードを、協会で作成いたします。認定期間は5年間です。
3. 付与予定日に間に合うよう、上記認定証書と認定カードを、協会より認定校へ、まとめて送付いたします。
4. 認定証送付後、請求書を発行します。3級認定資格の認定登録料は、一人5,000円(税込み)となります。対象人数分を各校で取りまとめていただきます。請求書交付の日から、1ヶ月以内に認定登録料を、協会にお振込ください。
振込先：三菱東京UFJ銀行 飯田橋支店
普通口座 口座番号 1092417
口座名 特定非営利活動法人日本フードコーディネーター協会
5. 認定希望者が卒業の際には、必ず卒業後の連絡先を協会指定の「登録原簿」に記入の上、協会まで送付をお願いいたします。